

令和4年（フ）第860号 破産申立事件

破産者 株式会社太白カントリークラブ

## 破産管財人の報告書（第1回）

### 第1 破産会社の概要及び破産手続開始決定に至った事情

株式会社太白カントリークラブ（以下「破産会社」という。）は、平成23年3月23日、株式会社チュウケイ本社からの会社分割により設立された株式会社であり、ゴルフ場（太白カントリークラブ）の運営管理等を主な目的とする法人である。

「太白カントリークラブ規約」は昭和49年10月17日施行とされており、遅くともそのころから名称の変更はあるがゴルフ場として運営されてきた。預託金証書の発行名義をみると、株式会社中小企業経営研究会、株式会社チュウケイ本社、株式会社太白カントリークラブと順次経営主体が変遷している。そして、これら会社の代表者は、芦澤武から芦澤貞春へ、そして同人から令和元年8月30日付けで朝倉謙治に代わっている。

令和4年10月28日付けで、預託金債権者14名が、債務超過及び支払停止を理由として、破産会社について破産手続を開始するよう仙台地方裁判所に申し立てた。破産会社は、債務超過や支払停止の事実等を争ったものの、仙台地方裁判所第4民事部は、令和5年3月7日午前10時、破産会社に対し、破産手続開始決定を発令し、当職が破産管財人に選任された。この決定に対し、破産会社は、仙台高等裁判所に対して即時抗告を申し立てたものの、令和5年6月9日、仙台高等裁判所第1民事部は即時抗告を棄却した。

なお、太白カントリークラブの土地の所有名義は、破産会社名義であったものが、令和2年11月6日売買を原因として株式会社ブルーキャピタルマネジメントへ、令和3年11月15日譲渡担保を原因としてさらに株式会社B・Hホール

ディングスへと登記簿上移転している。そして、ゴルフ場営業は、令和4年12月29日をもって終了した。

## 第2 破産手続開始決定時における財団の状況

別紙財産目録（兼貸借対照表）に記載のとおりである。

## 第3 破産財団の経過と現状

別紙収支計算書に記載のとおりである。

## 第4 配当に関する見通しと今後の方針

本破産手続開始決定時点で既に預託金債権者らは、破産会社が、ゴルフ場敷地として利用していた土地（以下「本件土地」という。）を令和2年11月6日売買を原因として株式会社ブルーキャピタルマネジメントへ譲り渡したこと等について、債権者を害する詐害行為に該当するとして、その取り消しを求めるとともに、その関係者らに対して損害賠償を求める民事訴訟を提起していた。

破産管財人は、破産債権者の利益を図る立場にあること、預託金債権者らの上記訴訟には相応の理由があると判断したことから、破産裁判所の許可を得て、上記訴訟を受継した。また、上記訴訟の結論が出るまでは、少なくとも数か月単位の期間を要するが、ゴルフ場として利用再開を希望する預託金債権者の意向を踏まえた場合、本件土地について管理行為を行うことが必須と考えられた。そこで、仙台地方裁判所に、上記訴訟の判決が出るまでの間、暫定的に破産管財人による本件土地の管理行為を認めて欲しいという趣旨の仮処分申立てを行った。

上記裁判等の結論次第にはなるが、当破産管財人としては、本件土地の管理行為を行い、そして本件土地の所有権を回復し、本件土地を含めた設備一式を第三者に譲渡することによって換価を行い、破産債権者に対する配当を行いたいと考える。破産管財人が本件土地の所有権を回復し、そして、破産管財人から本件土

地の所有権を譲り受けた者が、再びゴルフ場経営を行うという場合には、ゴルフ場運営の再開があり得るが、上記のとおり、ゴルフ場運営が再開されるか否かは、裁判の結論如何に関わることであり、また本件土地所有権取得者の意向に関わるものである。

上記仮処分申立てに対する第1回審尋は、令和5年7月12日午後4時から行われた。相手方（仮処分では「債務者」と表記されるが、分かりやすく相手方という。）は、仮処分申立てを争う姿勢を示し、今後さらに被保全権利、保全の必要性についての審理が行われる予定である。次回期日は令和5年8月29日午後3時30分と指定されている。

また、詐害行為取消し及び損害賠償にかかる民事訴訟については、第1回期日が令和5年7月5日午後3時から行われた。被告らは、いずれも請求棄却を求める旨の答弁をしており、今後の期日で具体的な主張立証の攻防がなされる見込みである。訴訟期日は、次回期日：令和5年9月19日午後1時30分、次々回期日：令和5年10月24日午前11時、次々々回期日：令和5年11月28日午前11時と向こう3期日が指定されている。

当破産管財人としては、預託金債権者らの意向も踏まえ、上記仮処分申立て及び民事訴訟の遂行に注力し、なるべく高率の配当が行えるよう努めたい。

以 上

財産目録(兼貸借対照表)

令和5年7月7日

破産管財人 阿部 弘 樹

Tel 022-223-2905 / Fax 022-223-2915



1 資産の部

No.	科目	評価額 (円)	回収額 (円)	備考	残務
1	現金	0	10,578,112		
	①予納金	-	10,000,000	申立債権者予納	
	②保管現金	-	578,112		
2	預貯金	-	1,173,721		
	①七十七銀行 長町支店 普通 5780641	-	0	R5.6.31 預金残高296,500円	■
	②仙台銀行 宮城町支店 普通 0061163	-	0	R5.6.31 預金残高7,376,510円	■
③SBJ銀行 東京本店営業部 普通 0055654	-	1,173,721	解約済み		
3	自動車 軽自動車1台(仙台480き5614 平成9年式)	-	0		■
4	什器・備品類	-	0	不明	■
5	不動産	8,935,824	0	左記評価額は固定資産評価額	
	①建物 仙台市太白区秋保湯元字太夫134 一般倉庫 131.21㎡	1,251,990	0		■
	②建物 仙台市太白区秋保湯元字太夫134-2 一般倉庫 316.75㎡	7,683,834	0		■
6	損害賠償請求権	948,000,000	0	・株式会社ブルーキャピタルマネジメン ト外8名に対する詐害行為取消請求訴訟 に基づく損害賠償請求権(仙台地方裁判 所令和5年(フ)第161号事件係属 中) ・不動産仮処分命令申立事件(仙台地方 裁判所令和5年(ヨ)第39号事件係属 中)	■
7	その他	-	167,292		
	①立替金(元従業員源泉所得税)	-	22,500		
	②消費税地方消費税還付金	-	144,792		
	資産総合計	956,935,824	11,919,125		

2 負債の部

No.	科目	評価額 (円)	支払額 (円)	備考	残務
1	財団債権				
	①公租公課	969,677	0		■
	②継続使用料 (電気、水道料金等)	1,878,453	1,878,453	ゴルフ場敷地の維持管理のため継続中	■
	③確定申告費用 (源泉徴収税の支払いを含む)	660,000	660,000	清算確定時までの申告費用が発生予定 (決算期3月末)	■

	①訴訟費用等 (印紙代、手数料等)	2,849,000	2,849,000	■
	②管財事務経費 (通信費、交通費、振込手数料等)	152,466	152,466	■
2	優先債権	0	0	■
3	一般債権 申立債権者の破産申立に記載の額	1,242,610,000	0	■
4	劣後債権 未確定	未確定	0	■
	負債総合計	1,249,119,596	5,539,919	

## 収 支 計 算 書

令和5年7月7日

破産管財人 阿 部 弘 樹

Tel 022-223-2905 / Fax 022-223-2915



### 1 収入の部 金 11,919,125 円

No.	科 目	金 額 (円)	備 考 (別添財産目録(兼貸借対照表)記載のとおり)
1	現 金	10,578,112	
2	預 貯 金	1,173,721	
3	自動車	0	
4	什器備品類	0	
5	不動産	0	
6	損害賠償請求権	0	
7	その他	167,292	
	合 計	11,919,125	

### 2 支出の部 金 5,539,919 円

No.	科 目	金 額 (円)	備 考 (別添財産目録(兼貸借対照表)記載のとおり)
1	財団債権		
	①公租公課	0	
	②継続使用料 (電気、水道料金等)	1,878,453	
	③確定申告費用 (源泉徴収税の支払いを含む)	660,000	
	④訴訟費用等 (印紙代、予納金等)	2,849,000	
⑤管財事務経費 (通信費、交通費、振込手数料等)	152,466	管財人立替金約35,000円	
2	最後配当金	0	
3	管財人報酬	0	
	合 計	5,539,919	

### 3 差引残高(通帳残高) 金 6,379,206 円